

外資の再エネ参入 安保リスク

防衛施設周辺 風車規制へ新法

レーダーや航空機 影響懸念

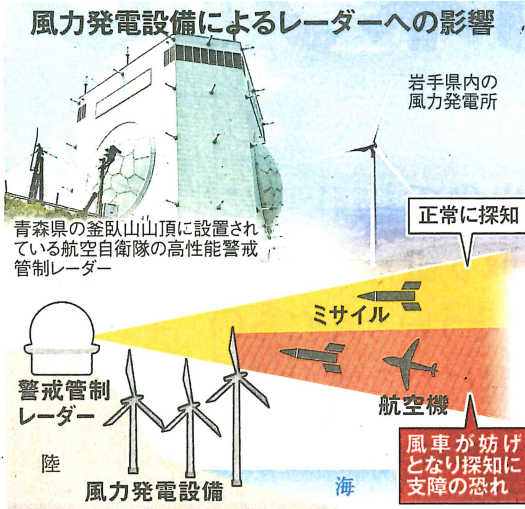
政府は、自衛隊や在日米軍施設周辺で陸上風力発電の風車建設を規制する新たな法案を国会に提出し、成立させる方針だ。ミサイルや航空機を探知する警戒管制レーダーなどへの影響を防ぐ目的だが、風力など再生可能エネルギーを巡っては、中国など外国資本の参入が安全保障面で懸念されている。政府は安保上重要な土地の利用を規制する法律も施行しているが、実効性の確保が課題になる。

（小沢慶太）

防衛省によると、現係者によると、在日米軍業者に呼びかけている在、自衛隊の警戒管制レーダーは全国28カ所に設置されている。レーダーは、航空機やミサイルに対し電波を受信し、反射した電波を受信することによって位置を特定する。レーダー周辺に大型風車が建設されれば、風車の反射波が障害となり、目標の正確な探知が妨げられる恐れがある。

航空機の運航への悪影響も懸念される。同省関係者によると、現在も防衛施設周辺で大型風車を建設する際には、事前協議を要する。

同省は現在も防衛施設周辺で大型風車を建設する際には、事前協議を要する。同省関係者によると、現在も防衛施設周辺で大型風車を建設する際には、事前協議を要する。



防衛施設周辺では、中

国資本などによる土地買収が問題視されてきた。このため、政府は令和4年、自衛隊の司令部や原子力発電所など安保上重要な土地の利用を調査・規制する土地利用規制法を施行し、これまでに25都道府県の計399カ所を規制対象区域に指定した。

外資が戦略的な意図を持って防衛施設周辺の土地を取得し、大型風車を建設すれば、日本の安全保障が脅かされる懸念がある。ただ、風力発電調整法案は施設の建設を止める強制力はなく、土地利用規制法も土地の売買規制にまでは踏み込んでいない。

防衛省幹部は「本来なら風力発電も許可制にするべきだ」と訴える。

論点

政府が国会で成立を目指す「防衛・風力発電調整法案」は、無秩序な土地売買に対する一つの規制策としては評価できる。防衛省は現在、防衛施設周辺で大型風車を建設する際には、事前協議を事業者に呼びかけているが、「お願ベース」だったものをまずは法制化したことで、次のステップへ進むための一歩となるだろう。



姫路大特任教授・平野秀樹氏

外資の用地買収 カムフラージュ化

は、中国など外国資本による用地買収が全国で面的に広がっている。さらに、外資であることを隠すためのカムフラージュが繰り返され、秘匿化も進んでいる。例えば経済産業省が公表している大規模太陽光発電所（メガソーラー）事業者のほとんどは合同会社だ。合同会社が公表するのは設立時の出資者だけにとどまる。秘匿性を高めて、出資を得やすくするために設けられた制度だが、これが悪用されている。

設立後の出資者は公表されないため、外資が入っているかどうか、見えにくくなっている。こうした実質的な所有者や事業者が不明な土地、事業は多く、制度的な対策が必要だ。政府は安保上の観点から、土地の売買や利用の規制を真剣に考えなければいけない。

（聞き手 小沢慶太）

「総合的な防衛体制の強化に資する公共インフラ整備」に関する Q&A

利用関係

Q10：「特定利用空港・港湾」となることで、米軍も利用することになりますか？少なくとも、米軍が利用する可能性が高まるのではないですか？

A10： この枠組みは、あくまで関係省庁とインフラ管理者との間で設けられるものであり、米軍が本枠組みに参加することはありません。

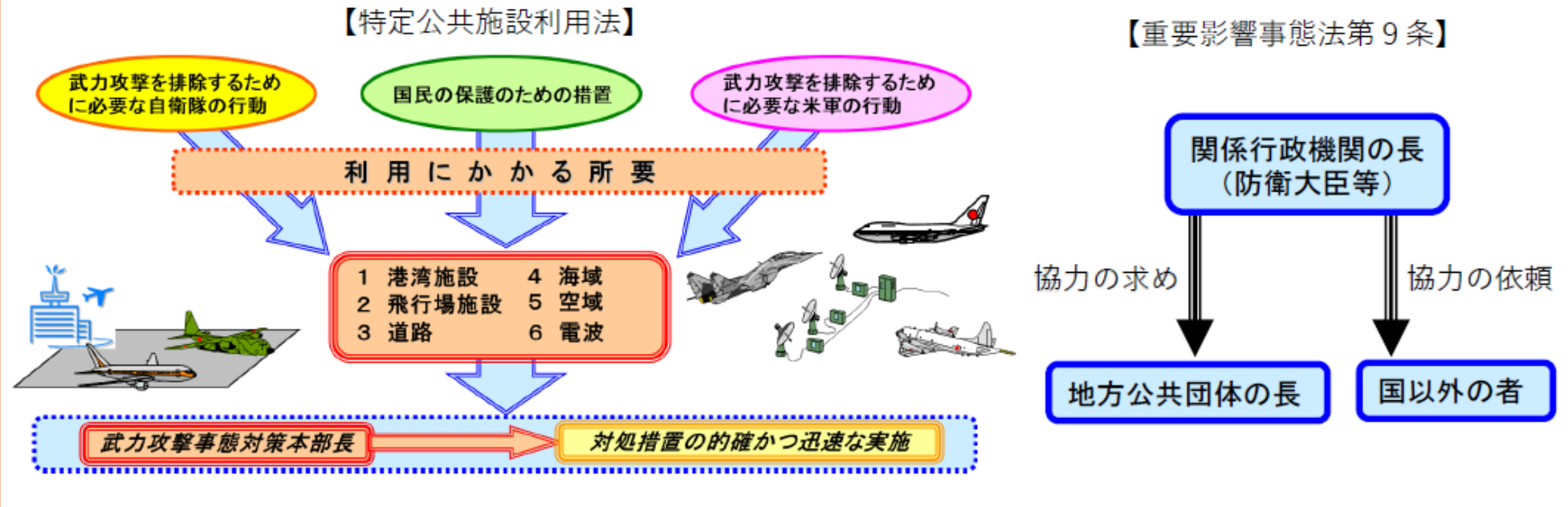
Q14：「円滑な利用に関する枠組み」を設けることにより、「特定利用空港・港湾」を、自衛隊や海上保安庁が優先利用することになりますか？

A14： 「円滑な利用に関する枠組み」は、自衛隊・海上保安庁の優先利用のためのものではありません。あくまで港湾法や空港法等の既存の法令に基づき、関係者間で連携し、自衛隊・海上保安庁による柔軟かつ迅速な施設の利用について調整するための枠組みです。

部隊展開の際の施設や土地の使用の確保①

空港・港湾等の優先利用の確保

- 武力攻撃予測事態において、特定公共施設利用法に基づき、部隊展開や国民保護に必要となる空港や港湾等の施設を自衛隊及び米軍が優先的に利用できるよう、平素から調整を行っておくことが必要。
- 重要影響事態においては、重要影響事態法に基づき、関係行政機関の長から、地方公共団体の長／その他国以外の者に対し、必要な協力を求める／依頼することができるよう、平素から調整を行っておくことが必要。



空港・港湾等を含む施設の実地調査等の円滑な実施

- 自衛隊の輸送や国民保護に万全を期すため、日米両国による民間の空港・港湾を含む施設の実地調査を推進する。
- 関係省庁が連携して自治体等と円滑に調整を行うための仕組みを構築する。
- 作戦準備、作戦遂行時に実際に行うこととなる部隊活動を平素から訓練しておくことについて、関係者からの理解・協力を得ることが必要。

「米大使、訪問中止を」

石垣・与那国の団体訴え

【与那国・石垣】ラー
ム・エマニエル駐日米大使が17日に与那国町と石垣市を訪れる計画を受け、両市町のそれぞれの市民団体が9日、中止を

求める声明を発表した。

「与那国島の明るい未来を願うイソバの会」は2016年3月の陸自与那国駐屯地開設以降、電子戦部隊の発足やミサイ



ラーム・エマニエル駐日米大使の訪問中止を求める石垣島の平和と自然を守る市民連絡会のメンバー＝9日、石垣市

ル部隊配備計画など「基地機能強化」の流れが止まらず、日米共同訓練が「当たり前のように行われるようになっていく」と指摘した。玉城デニー知事に「民間空港・港湾の軍事使用は緊急時以外は認めないとする県の対応を堅持し、今回の申請を拒否することを強く要請する」と求めた。

「石垣島の平和と自然を守る市民連絡会」は23年3月の石垣駐屯地開設以降、日米共同訓練の実

施や米艦船入港など軍事的な動きが「あわただしく進められている」と強調。知事に対し「米軍用機の新石垣空港使用を容認せず、中止を促す姿勢の堅持」を訴えた。エマニエル駐日米大使には「訪問中止」を求めた。知事宛の要請書はそれぞれ県議を通じて県に提出し、大使宛は駐日米国外務省に郵送した。

(照屋大哲)